

管轄ハローワーク以外のハローワークにおける受講申込みの取扱いについて

平成26年7月1日より取扱いが変わります

公的職業訓練の受講申込みは

原則として、住所地を管轄するハローワークで行います。

なお、主として同一都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方については、そのハローワークで受講申込みが可能となります。

住所地を管轄するハローワーク以外のハローワークで受講申込み手続きから就職支援までを行う場合があります。

◆対象となる場合(①、②いずれにも該当)

①就職を希望する地域を管轄するハローワークが同一労働局の管轄である場合。

②就職を希望する地域を管轄するハローワークで積極的に求職活動を行うことが必要であると安定所長が認める場合。

* 平成26年7月1日より適用となりますので、6月30日以前に受付けた受講申込みにつきましては従来通り住所地を管轄するハローワークにて行います。

* 受講希望者からの問合せがございましたら、ハローワークにて詳細をご案内させていただきます。